



三重県公報

令和5年6月6日 (火)
 第 419 号
 毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
372	地方自治法施行令第158条第1項の規定による販売代金の収納事務の委託	(国 際 戦 略 課)	2
373	介護保険法の規定による居宅サービス事業者の指定	(長 寿 介 護 課)	2
374	介護保険法の規定による介護予防サービス事業者の指定	(同)	2
375	地方自治法施行令第158条第1項の規定による償還金の収納事務の委託	(森 林 ・ 林 業 経 営 課)	3
選 管 告 示			
43	政治資金規正法の規定による政治団体の設立及び異動に係る届出	(選 挙 管 理 委 員 会)	3
44	政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出	(同)	5
45	政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定及び異動の届出	(同)	5
海 調 委 告 示			
5	三重海区における宝石さんごの採捕についての指示	(海 区 漁 業 調 整 委 員 会)	5
公 安 委 告 示			
17	特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示	(公 安 委 員 会)	6
18	道路交通法の規定による地域交通安全活動推進委員の委嘱	(同)	7
公 告			
	家畜人工授精師免許証の交付	(畜 産 課)	12
	土地改良施設管理規程の認可	(農 地 調 整 課)	12
	土地改良事業の工事の完了	(同)	12
	公共測量が終了した旨の通知	(公 共 用 地 課)	12
	同件	(同)	12
	同件	(同)	13
	同件	(同)	13
	同件	(同)	13
	同件	(同)	13
	同件	(同)	13
	二級建築士の免許を取り消した旨	(建 築 開 発 課)	13
特 定 調 達 公 告			
	一般競争入札を行う旨	(文 化 振 興 課)	14
	同件	(出 納 局)	17
	同件	(子 ども 心 身 発 達 医 療 セ ン タ ー)	22

告 示

三重県告示第 372 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、販売委託業務の販売代金収納事務を次のとおり委託しました。

令和 5 年 6 月 6 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 委託先
大阪府大阪市天王寺区上本町 6 丁目 5 番 13 号
株式会社近鉄リテーリング 代表取締役社長 大矢 茂伸
- 2 委託期間
令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

三重県告示第 373 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により、次のとおり居宅サービス事業者を指定しました。

令和 5 年 6 月 6 日

三重県知事 一 見 勝 之

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	指 定 年 月 日	サービ スの 種 類
2470506524	訪問介護事業所サザンコート	三重県津市鳥居町 167 番地の 8 サザンコート南館 1F	社会福祉法人サザンコート	令和 5 年 6 月 1 日	訪問介護
2470802998	スマイルホーム伊勢訪問介護事業所	三重県伊勢市本町 16 番地 5	アライブ株式会社	令和 5 年 6 月 1 日	訪問介護
2470206281	ヘルパーステーション現代	三重県四日市市笹川 1 丁目 15-1	現代機工株式会社	令和 5 年 6 月 1 日	訪問介護
2470803004	ヘルパーステーションエイド	三重県伊勢市前山町 503-9	合同会社エイド	令和 5 年 6 月 1 日	訪問介護
2472701404	ヘルパーステーションばなな	三重県多気郡多気町相可 372 番地	株式会社ワンデイクリエイト	令和 5 年 6 月 1 日	訪問介護
2470803012	みどりの森 介護サービス伊勢	三重県伊勢市御菌町新開 893 番地 2	株式会社みどりの森	令和 5 年 6 月 1 日	訪問介護
2460590512	訪問看護ステーションHappiness	三重県津市野崎垣内岩田 355-3 I-FIELD 203 号室	合同会社Happiness	令和 5 年 6 月 1 日	訪問看護
2461290161	ひじき訪問看護ステーション	三重県伊賀市比自岐 1205 番地	ひじき訪問看護ステーション株式会社	令和 5 年 6 月 1 日	訪問看護
2470506532	デイサービス ゴールドエイジ白塚	三重県津市白塚町字白池 357 番地 18	ゴールドエイジ株式会社	令和 5 年 6 月 1 日	通所介護

三重県告示第 374 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業者を指定しました。

令和 5 年 6 月 6 日

三重県知事 一 見 勝 之

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	指 定 年 月 日	サービ スの 種 類
2460590512	訪問看護ステーションHappiness	三重県津市野崎垣内岩田 355-3 I-FIELD 203 号室	合同会社Happiness	令和 5 年 6 月 1 日	介護予防 訪問看護
2461290161	ひじき訪問看護ステーション	三重県伊賀市比自岐 1205 番地	ひじき訪問看護ステーション株式会社	令和 5 年 6 月 1 日	介護予防 訪問看護

三重県告示第 375 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、林業・木材産業改善資金に係る償還金の収納事務を次のとおり委託しました。

令和 5 年 6 月 6 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 委託先

三重県津市桜橋一丁目 104 番地
三重県森林組合連合会
三重県亀山市加太板屋 4622 番地 1
鈴鹿森林組合
三重県津市白山町南家城 915 番地の 1
中勢森林組合
三重県松阪市飯南町粥見 5725 番地の 3
松阪飯南森林組合
三重県多気郡大台町江馬 316 番地
宮川森林組合
三重県度会郡度会町大野木 2756 番地の 1
いせしま森林組合
三重県度会郡大紀町崎 239 番地の 2
大紀森林組合
三重県伊賀市ゆめが丘 7 丁目 7 番地の 1
伊賀森林組合
三重県北牟婁郡紀北町便ノ山 200 番地
森林組合おわせ
三重県熊野市久生屋町 1368 番地 2
三重くまの森林組合
三重県津市桜橋一丁目 104 番地
三重県木材協同組合連合会
三重県津市美杉町八知 5767 番地
美杉木材協同組合
三重県松阪市木の郷町 18 番地
松阪地区木材協同組合
三重県松阪市木の郷町 1 番地
ウッドピア松阪協同組合
三重県多気郡大台町下三瀬 528 番地の 1
三瀬谷地区木材協同組合
三重県尾鷲市古戸町 7 番 26 号
尾鷲木材協同組合
三重県熊野市井戸町 349 番地の 1
熊野木材協同組合

2 委託期間

令和 5 年 4 月 3 日から令和 6 年 3 月 29 日まで

選 管 告 示**三重県選挙管理委員会告示第 43 号**

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 6 条第 1 項の規定による政治団体の設立の届出及び第 7 条第 1

項の規定による政治団体の届出事項の異動に係る届出がありましたので、同法第7条の2第1項の規定に基づき公表します。

令和5年6月6日

三重県選挙管理委員会委員長 中西正洋

1 政治団体の設立

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
今村厚美後援会	今村厚美	伊藤卓也	四日市市智積町478	令和5年3月14日	
笑顔あふれる鈴鹿の会	末松則子	末松則子	鈴鹿市木田町2551-1	令和5年3月2日	
田辺てつじをはげます会	松下友美	松下友美	津市乙部2161-2	令和5年3月28日	
チーム三重	片山愛里	中條あかり	四日市市東阿倉川808-3	令和5年2月27日	
山北佳宏後援会	山本勝行	坂本千賀	度会郡度会町平生908-1	令和5年3月16日	
山口よしゆき後援会	山口善之	山口小百合	鈴鹿市東磯山4-20-10	令和5年4月11日	

2 届出事項の異動

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日	備考
自由民主党大紀支部	谷口直也	代表者	谷口直也	大野和加男	令和4年6月18日	政党
AK未来創造研究会	鈴木英敬	政治団体の名称	AK未来創造研究会	AK維新の会	令和5年3月15日	
		会計責任者	岡田充晴	田中正人		
大西とおる後援会	岡村憲一	政治団体の名称	大西とおる後援会	大西徹後援会	令和5年3月9日	
亀山医師連盟	高橋好夫	代表者	高橋好夫	落合仁	令和4年6月29日	
とのむら峰代後援会	殿村峰代	代表者	殿村峰代	内田茂雄	令和5年4月1日	
中野ゆう子後援会	矢田崎賢一	主たる事務所の所在地	津市乙部69	津市下弁財町津興3092	令和4年3月1日	
西場信行後援会	渡辺裕	主たる事務所の所在地	多気郡明和町大字齋宮3014	多気郡明和町大字上村783	令和5年3月20日	
		主たる事務所の所在地	多気郡明和町大字上村783	多気郡明和町大字齋宮3014	令和5年4月1日	
はしもとちあき後援会	橋本千晶	主たる事務所	四日市市久保田1-2-6	四日市市大宮町17-3	令和4年9月18日	

		の所在地			
福井輝夫後援会	福井 萬 郎	会計責任者	福井 輝 夫	菟岡 栄 造	令和 5 年 3 月 29 日
藤川よしひろ後援会	松本 美代子	会計責任者	藤川 美 広	田北 利 治	令和 5 年 3 月 29 日
まつき豊年後援会	中野 新 吉	代表者	中野 新 吉	川辺 仁 造	令和 4 年 2 月 1 日
三重県測量設計関連業政治連盟	勝 眞 浩 一	代表者	勝 眞 浩 一	井上 雅 博	令和 5 年 3 月 8 日
矢田まさみ後援会	矢田 真佐美	会計責任者	坂 直 美	矢田 浩	令和 5 年 1 月 27 日
山中ともひろ後援会	山中 智 子	代表者	山中 智 子	山中 久 男	令和 5 年 3 月 13 日

三重県選挙管理委員会告示第 44 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 17 条第 1 項の規定による政治団体の解散の届出がありましたので、同条第 3 項の規定に基づき公表します。

令和 5 年 6 月 6 日

三重県選挙管理委員会委員長 中西正洋			
政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日	備考
磯和まさし後援会	磯 和 雅 志	令和 4 年 12 月 31 日	
田牧正義後援会	田 牧 正 義	令和 5 年 3 月 29 日	
はしもとちあき後援会	橋 本 千 晶	令和 5 年 3 月 17 日	
山口よしゆき後援会	山 口 善 之	令和 5 年 4 月 11 日	
山本精一後援会	中 口 晴 夫	令和 4 年 12 月 31 日	

三重県選挙管理委員会告示第 45 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 19 条第 2 項の規定による資金管理団体の指定の届出、同条第 3 項第 3 号の規定による資金管理団体の届出事項の異動に係る届出がありましたので、同法第 19 条の 2 第 1 項の規定に基づき公表します。

令和 5 年 6 月 6 日

三重県選挙管理委員会委員長 中西正洋					
1 資金管理団体の指定					
資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日	
加藤 公 友	市議会議員	加藤こうゆう後援会	鈴鹿市平田町 1907	令和 5 年 3 月 3 日	
2 資金管理団体の異動					
資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
鈴木 英 敬	A K 未来創造研究会	資金管理団体の名称	A K 未来創造研究会	A K 維新の会	令和 5 年 3 月 15 日

海 調 委 告 示

三重海区における宝石さんご（アカサンゴ、モモイロサンゴ及びシロサンゴの生体及び死骸をいいます。以下同じ。）の採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示します。

令和5年6月6日

三重海区漁業調整委員会会長 小川和久

1 採捕の制限

三重海区において、宝石さんごの採捕をしてはなりません。ただし、2に掲げる者が採捕する場合であって三重海区漁業調整委員会（以下「委員会」といいます。）の承認を受けたときは、この限りではありません。

2 承認の対象者

承認の対象者は、試験研究の用に供しようとする者としてします。

3 承認証の交付

委員会は、採捕の承認をしたときは、申請者に承認証を交付するものとします。

4 承認証の携帯義務

承認を受けた者は、宝石さんごを採捕するときには、当該承認証を携帯しなければなりません。

5 承認の制限、条件の変更又は採捕の停止

委員会は、資源保護又は漁業調整上必要があると認めるときは、承認を制限し、条件を変更し、又は採捕の停止を指示することができます。

6 承認の取消

委員会は、承認を受けた者がこの指示の内容に違反したときは、承認を取り消すことができます。

7 譲渡又は販売の禁止

承認を受けた者は、採捕した宝石さんごを譲渡又は販売してはなりません。

8 採捕報告書の提出

承認を受けた者は、採捕の結果について別に定める様式により採捕期間終了後1月以内に委員会に報告しなければなりません。

9 取扱要領

この指示に定めるもののほか、採捕の承認等に関する取扱いについては、委員会が別に定めます。

10 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和5年7月1日から令和6年6月30日までとします。

公安委告示

三重県公安委員会告示第17号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第15条の2第2項の規定による同条第1項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第8項において準用する同法第7条第4項の規定により、次のとおり告示します。

令和5年6月6日

三重県公安委員会委員長 長江正

1(1) 特定抗争指定暴力団等

令和4年12月8日三重県公安委員会告示第32号1に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

(2) 変更事項

変更前 指定の期限 令和5年6月7日まで

変更後 指定の期限 令和5年9月7日まで

2(1) 特定抗争指定暴力団等

令和4年12月8日三重県公安委員会告示第32号2に係る特定抗争指定暴力団等（池田組）

(2) 変更事項

変更前 指定の期限 令和5年6月7日まで

変更後 指定の期限 令和5年9月7日まで

三重県公安委員会告示第 18 号

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 108 条の 29 第 1 項の規定により、次のとおり地域交通安全活動推進委員を令和 5 年 4 月 1 日委嘱しました。

令和 5 年 6 月 6 日

三重県公安委員会委員長 長 江 正

氏 名	連 絡 先	活 動 区 域
永 井 甲四郎	桑名警察署交通第一課 (電話 0594-24-0110)	桑名警察署の管轄区域
伊 藤 秀 義		
加 藤 誠 俊		
鈴 木 艶 子		
野 呂 せつ子		
伊 藤 芳 春		
岡 田 文 明		
水 谷 勝 之		
黒 宮 貞 義		
立 原 康 雄		
木 村 洋 子		
山 家 和 義		
中 村 光 利		
服 部 喜 義		
加 藤 恒 子	いなべ警察署交通課 (電話 0594-84-0110)	いなべ警察署の管轄区域
伊 藤 富 男		
出 口 久 雄		
伊 藤 薫		
水 谷 敦 夫		
位 田 宏		
出 口 誠 記		
古 市 隆 史		
西 畑 悦 雄	四日市北警察署交通課 (電話 059-366-0110)	四日市北警察署の管轄区域
藤 岡 宗 男		
伊 藤 宗 明		
森 本 則 子		
水 谷 勇 尚		
中 村 弘 樹		
内 田 寛		
金 森 規 之		
内 田 秀		
寺 本 曉 子		
伊 藤 正 章		
武 藤 まゆみ		
鈴 木 久 敏		
服 部 英 和		
高 橋 健		
内 田 かをり		
下 田 誠 之		

田中義和	四日市南警察署交通第一課 (電話 059-355-0110)	四日市南警察署の管轄区域
樋口嘉次		
山村孝一		
鈴木主計		
中村敦子		
山田巧		
山本智明		
宮崎節夫		
須藤成則		
藤原稔正		
水野孝美		
川口裕		
曾根栄子		
宮本昇		
中上高峰		
平山賢二		
花井隆次		
村田定義		
山本典孝		
福嶋廣		
永田知己		
高島進		
伊藤文隆		
羽田敏雄	四日市西警察署交通課 (電話 059-394-0110)	四日市西警察署の管轄区域
諸岡三久		
北住多喜生		
増田三之		
安藤孝		
伊藤幹夫		
市川鈴代		
位田嘉則		
小山毅志		
西脇孝司		
國分清一	亀山警察署交通課 (電話 0595-82-0110)	亀山警察署の管轄区域
青新一		
境宣彦		
石井ひろみ	鈴鹿警察署交通第一課 (電話 059-380-0110)	鈴鹿警察署の管轄区域
田名瀬多美子		
大原多智子		
中村美穂子		
黒田清美		
杉野和男		
樋口貴美		
板持晴實		
谷暁子		

山本 誉典		
吉村 正憲		
吉原 勝範		
山鹿 昇		
服部 淳子		
大野 ひさ子		
城野 高潔		
吉澤 いち子		
水谷 貴知		
佐藤 和		
若林 五月		
佐藤 健治		
杉本 五月		
坂倉 初子		
假谷 貞次		
寺島 巖		
波多野 捷一		
村田 正典		
渡辺 味		
池田 雅敏		
稲垣 正子		
崎 祐		
橋本 雅夫		
西出 匠吾		
薦木 康治		
角谷 博		
増井 将		
皿屋 禎正		
佐藤 男也		
河戸 一		
倉田 雅宏		
大河内 寛也		
赤松 紀子		
宮崎 明		
堀口 登志子		
西畑 蓮一		
奥野 友一		
宮田 晴美		
山川 芳春		
棚橋 稔		
菅内 章夫		
大田 雅久		
小野 ますゑ		
荒巻 善哉		
福山 哲彦		
	津警察署交通第一課 (電話 059-213-0110)	津警察署の管轄区域
	津南警察署交通課 (電話 059-254-0110)	津南警察署の管轄区域

立 嶋 秀 二	<p>松 阪 警 察 署 交 通 第 一 課 (電話 0598-53-0110)</p>	<p>松 阪 警 察 署 の 管 轄 区 域</p>
服 部 順 子		
北 本 敦 子		
金 谷 勇		
北 出 行 男		
堀 内 将 美		
小 泉 勝 美		
八 田 重 次		
大 西 治		
中 村 秋 夫		
西 山 五 男		
西 村 健		
中 川 竹 男		
北 村 美 次		
野 崎 裕		
廣 田 美 惠 子		
村 岡 洋 輔		
折 戸 裕 幸		
谷 村 亀 三 郎		
竹 中 秀 夫		
松 井 正 和		
安 部 信 行		
山 本 均		
飯 田 佳 夫		
沼 田 穂 積		
岩 崎 多 平		
大 滝 信 行		
若 松 勇 藏		
森 下 幸 夫	<p>大 台 警 察 署 地 域 交 通 課 (電話 0598-84-0110)</p>	<p>大 台 警 察 署 の 管 轄 区 域</p>
中 田 久 壽 陽		
田 牧 栄 一		
稻 葉 元	<p>伊 勢 警 察 署 交 通 第 一 課 (電話 0596-20-0110)</p>	<p>伊 勢 警 察 署 の 管 轄 区 域</p>
西 尾 雄 三		
小 山 泰 幸		
新 武 則		
杉 本 久 美 子		
小 池 朱 美		
山 本 博 文		
中 村 行 雄		
松 本 敬 子		
濱 荻 隆 平		
中 西 将 文		
濱 口 祐 彦		
松 本 育 子		
山 根 健 吾		

森 本 保 治	鳥 羽 警 察 署 交 通 課 (電話 0599-25-0110)	鳥羽警察署の管轄区域
奥 田 孝		
中 村 嘉 一		
山 本 豊		
中 村 幸 夫		
河 村 イキ子		
谷 口 肇		
市 場 正 一		
東 川 楠 靖		
中 村 幸 成		
西 藤 雅 人		
西 飯 和 己		
宮 本 久 代		
大 山 公 久		
民 部 成 子	尾 鷲 警 察 署 交 通 課 (電話 0597-25-0110)	尾鷲警察署の管轄区域
和 手 伸 子		
倉 崎 路易子		
楠 大 史		
疇 地 浩 正		
中 島 洋 史		
宮 坂 幸治郎		
岡 本 圭 史	熊 野 警 察 署 地 域 交 通 課 (電話 0597-88-0110)	熊野警察署の管轄区域
庵 前 佳 生		
和 田 幸 子		
和 田 健一郎	紀 宝 警 察 署 地 域 交 通 課 (電話 0735-33-0110)	紀宝警察署の管轄区域
南 賀代子		
小 西 純 也		
玉 置 信 幸		
高 村 一 成	伊 賀 警 察 署 交 通 課 (電話 0595-21-0110)	伊賀警察署の管轄区域
福 本 紀 昭		
和 田 晴 男		
増 地 欣 司		
桂 昇 三		
花 本 浅 美		
福 田 敦		
界 外 俊 昭		
小 丸 勅 司		
柳 本 嘉 子		
長 濱 紀代子		
角 田 まゆみ		
井戸本 景 子		
北 河 純 子		
北 村 節 江		
磯 澤 光佐子		
吉 田 彰 夫		

権野幸子	
山口敏明	
山家常央	
福井静子	
後藤康夫	
田原榮治	

公 告

家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号）第 18 条の規定により、次のとおり家畜人工授精師免許証を交付しました。

令和 5 年 6 月 6 日

三重県知事 一見勝之

氏名	免許番号	免許年月日	備考
國分 彩加	971	令和 5 年 5 月 10 日	牛

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 57 条の 2 第 1 項の規定により、立梅用水土地改良区（多気郡多気町丹生 1620 番地 3）の管理規程を令和 5 年 5 月 29 日付けで認可しましたので、同条第 4 項の規定により公告します。

令和 5 年 6 月 6 日

三重県知事 一見勝之

施設の名称及び概要

立梅頭首工 堤長 60.80m
堤高 5.15m

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 113 条の 3 第 3 項の規定により、次の県営土地改良事業について、その工事を完了しました。

令和 5 年 6 月 6 日

三重県知事 一見勝之

事業名	地区名	工事完了年月日
県営農村地域防災減災事業（地震対策ため池防災工事）	東池地区	令和 5 年 3 月 1 日

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 5 年 3 月 23 日に終了した旨、三重県知事から通知がありました。

令和 5 年 6 月 6 日

三重県知事 一見勝之

- 1 作業種類
公共測量（農地の地区界測量）
- 2 作業地域
津市河芸町東千里、同市河芸町西千里、鈴鹿市五祝町、同市秋永町及び同市磯山町

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 5 年 3 月 24 日に終了した旨、三重県知事から通知がありました。

令和 5 年 6 月 6 日

三重県知事 一見勝之

- 1 作業種類
公共測量（農地の確定測量）

2 作業地域

松阪市笹川町及び同市大河内町

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が令和5年3月29日に終了した旨、三重県知事から通知がありました。

令和5年6月6日

三重県知事 一見勝之

1 作業種類

公共測量(農地の地区界測量)

2 作業地域

伊賀市諏訪及び同市音羽

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が令和5年3月16日に終了した旨、三重県知事から通知がありました。

令和5年6月6日

三重県知事 一見勝之

1 作業種類

公共測量(農地の確定測量)

2 作業地域

多気郡多気町前村及び同町平谷

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が令和5年3月16日に終了した旨、三重県知事から通知がありました。

令和5年6月6日

三重県知事 一見勝之

1 作業種類

公共測量(農地の確定測量)

2 作業地域

多気郡多気町片野

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が令和5年3月16日に終了した旨、三重県知事から通知がありました。

令和5年6月6日

三重県知事 一見勝之

1 作業種類

公共測量(農地の確定測量)

2 作業地域

多気郡大台町上真手、同町清滝及び同町菌

建築士法(昭和25年法律第202号)第9条第1項の規定により二級建築士の免許を取り消しましたので、同条第3項の規定により公告します。

令和5年6月6日

三重県知事 一見勝之

1 免許の取消しをした年月日

令和5年5月25日

2 免許の取消しを受けた建築士の氏名、二級建築士又は木造建築士の別及び登録番号

柳谷 なつき

二級建築士

三重県知事登録第10527号

3 免許の取消しの理由

建築士法第9条第1項第1号の規定に基づく申請（上位資格取得）があったため

特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

令和5年6月6日

三重県知事 一見勝之

1 入札に付する事項

(1) 案件名

令和5年度環生第1号 三重県総合文化センター中ホール調光設備改修

(2) 内容

三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和6年3月22日（金）までとします。

(4) 履行場所

三重県総合文化センター

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

(2) 落札資格

ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

3 入札に関する事項

(1) 本入札は、電子入札システム（以下「本システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2) 本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）の利用登録が必要です。

(3) 調達システム利用登録者が本システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

(4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5) 調達システムの運用については、「三重県電子調達システム（物件等）運用基準」によります。

4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和5年7月6日（木）12時までに、本システムで入札する場合にあっては本システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)及び(3)の書類を提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請

(2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

(3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

5 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県環境生活部環境生活総務課予算経理班 担当 真弓
電話 059-224-2367 ファクシミリ 059-224-3069

(2) 契約条項を示す場所

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県環境生活部文化振興課拠点連携班 担当 石垣
電話 059-224-2233 ファクシミリ 059-224-2408

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県出納局会計支援課企画支援班
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から令和 5 年 7 月 19 日（水）まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

- ① 本システムによる競争入札参加資格確認申請の場合 令和 5 年 7 月 12 日（水）17 時まで本システム上で通知を行います。
- ② 書面による競争入札参加資格確認申請の場合 令和 5 年 7 月 12 日（水）17 時まで通知書を発送しません。

(6) 入札書提出の日時及び場所

ア 本システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和 5 年 7 月 19 日（水）14 時 30 分まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和 5 年 7 月 19 日（水）14 時 30 分

なお、入札書は令和 5 年 7 月 13 日（木）から同月 19 日（水）14 時 30 分までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒514-0006 三重県津市広明町 13 番地

宛 先 三重県庁内郵便局留め

受取人 三重県環境生活部文化振興課拠点連携班

案件名 令和 5 年度環生第 1 号 三重県総合文化センター中ホール調光設備改修

(7) 開札の日時及び場所

日時 令和 5 年 7 月 19 日（水）14 時 35 分

場所 三重県津市広明町 13 番地

三重県環境生活部環境生活総務課

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成 18 年三重県規則第 69 号。以下「規則」といいます。）第 67 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てを

されている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

(1) Subject Matter of the Contract:

Renovation of dimming equipment in Middle Auditorium at Mie Center for Arts

(2) Bid Submission Deadline:

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 2:30 P.M. on Wednesday, July 19, 2023.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Thursday, July 13, 2023 and 2:30 P.M. on Wednesday, July 19, 2023.

(3) Date and Time for the Open Bidding:

The meeting for the open bidding will begin promptly at 2:35 P.M. on Wednesday, July 19, 2023.

(4) Managing Authority:

Cultural promotion division, Department of Environment and social affairs, Mie Prefecture
13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan

TEL:059-224-2233

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

令和5年6月6日

三重県知事 一 見 勝 之

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名

三重県財務会計・予算編成支援システム機器更新に伴う移行及び運用支援業務委託

(2) 委託業務の特質等

委託業務に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 委託期間

契約締結の日から令和11年12月31日（月）までとします。

(4) 委託業務履行場所

三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する場所とします。

(5) 総合評価方式による一般競争入札

本入札は、物件関係における総合評価一般競争入札試行要領に基づき、入札時に、価格及び価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式による一般競争入札です。

(6) 評価基準額

720,072,495円（消費税及び地方消費税を含みます。）

※ 評価基準額は、予定価格ではありません。

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

(2) 落札資格

ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

3 入札に関する事項

(1) 本入札は、電子入札システム（以下「本システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2) 本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）の利用登録が必要です。

(3) 調達システム利用登録者が本システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

(4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5) 調達システムの運用については、「三重県電子調達システム（物件等）運用基準」によります。

4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和5年6月21日（水）17時までに、本システムで入札する場合にあっては本システムに登録し、書面による入札の場合にあっては7(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、技術提案書等を7(6)に掲げる日時、場所及び方法により提出してください。

落札候補者にあっては、入札実施後に(3)から(5)までの書類を提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請

(2) 提案書等提出申請書

- (3) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その 3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
- (4) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
- (5) 費用詳細内訳書（様式については落札候補者となった事業者のみに送付します。）
- 5 技術提案書の作成について
調達説明書（仕様書）に記載の提案書記入要領に基づき作成してください。
- 6 技術提案書聴取会の実施について
 - (1) 評価基準表に沿って技術提案書聴取会を行いますので、本件担当予定者の出席をお願いします。
 - (2) 詳細は 7(7)に示す日程及び方法により実施します。
- 7 入札手続等に関する事項
 - (1) 担当部局
〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県出納局出納総務課総務班 担当 野添
電話 059-224-2771 ファクシミリ 059-224-2784
 - (2) 契約条項を示す場所
〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県出納局出納総務課財務電算班 担当 多賀、岡田
電話 059-224-2763 ファクシミリ 059-224-2784
 - (3) 調達システム担当部局
〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県出納局会計支援課企画支援班
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784
 - (4) 調達説明書（仕様書）の配布方法
本公告日から令和 5 年 7 月 18 日（火）まで調達システムにより提供します。
 - (5) 入札参加資格確認結果の通知
 - ① 本システムによる競争入札参加資格確認申請の場合 令和 5 年 6 月 29 日（木）17 時まで本システム上で通知を行います。
 - ② 書面による競争入札参加資格確認申請の場合 令和 5 年 6 月 29 日（木）17 時まで通知書を発送します。
 - (6) 技術提案書等提出の日時及び方法等
 - ア 日時
令和 5 年 6 月 30 日（金）から同年 7 月 5 日（水）14 時 30 分まで
 - イ 場所
(1)に掲げる部局
 - ウ 方法
提案書等の提出方法については、原則、郵送とします。郵送による場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便としてください。
ただし、梱包重量制限により郵送できない場合は、持参によることも認めることとしますが、その場合はあらかじめ、7(1)に掲げる担当部局に持参する日時について調整を行ってください。
また、郵送とする場合は封筒等の外側に「三重県財務会計・予算編成支援システム機器更新に伴う移行及び運用支援業務委託提案書等在中」と記載してください。
 - (7) 技術提案書聴取会の実施
 - ア 日程は次のとおりです。
なお、提案者が多数の場合は日程を追加する場合があります。
令和 5 年 7 月 13 日（木）予定
 - イ 具体的な日時及び場所は後日連絡します。
 - ウ 技術提案書聴取会の所要時間は 30 分とし、うち説明は 15 分以内とします。
 - エ 出席者は、6(1)の本件担当予定者を含め 3 名以内とします。
 - (8) 入札書提出の日時及び場所

ア 本システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和5年7月18日（火）14時30分まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和5年7月18日（火）14時30分

なお、入札書は郵便局留め期間の10日を経過すると差出人に返送されますので、日数を考慮して投函してください。

送付先

〒514-0006 三重県津市広明町13番地

宛 先 三重県庁内郵便局留め

受取人 三重県出納局出納総務課総務班

案件名 三重県財務会計・予算編成支援システム機器更新に伴う移行及び運用支援業務委託

(9) 開札の日時及び場所

日時 令和5年7月18日（火）15時

場所 三重県津市広明町13番地

三重県出納局出納総務課総務班

(10) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。）第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となる場合は、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第65条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において、別記「落札者決定基準」に規定する評価点が最も高く、かつ、同基準に規定する要件を満たす者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第71条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

8 その他

(1) 入札に関する質疑応答の実施

当該入札に質疑（入札手続、参加資格、仕様内容、契約内容等の入札又は契約に関する一切の事項）がある場合は、以下の質疑提出締切日時までに調達システム質疑応答機能から質疑等を行ってください。ただし、書面による入札者にとっては、当該締切日時までに7(1)に掲げる部局へ書面（ファクシミリ可）で質疑申請を行ってください。全ての質疑への回答は、入札情報サービスシステムの入札予定（公告）詳細情報で行います。

質疑提出締切日時 令和5年6月14日(水)17時まで

結果回答 令和5年6月19日(月)17時までに行います。

- (2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3) 契約書作成の要否
要
- (4) 入札の中止等
天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。
また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。
なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。
- (5) 苦情申立て
参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。
なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続(平成26年三重県告示第292号)に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会(連絡先:出納局出納総務課(三重県政府調達苦情検討委員会事務局)、電話059-224-2771)に行うことができます。
本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。
- (6) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。
- (7) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。
- (8) 本入札に係る詳細は、調達説明書(仕様書)によります。

9 Summary

- (1) Subject Matter of the Contract :
Financial Accounting and Budget System Equipment Update, Transition, and Operational Support Service
- (2) Bid Submission Deadline:
(Electronic submission via the internet)
Bids submitted electronically must be received by 2:30 P.M. on Tuesday, July 18, 2023.
(Submission by registered mail)
Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office 2:30 P.M. on Tuesday, July 18, 2023.
- (3) Date and Time for the Open Bidding:
The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:00 P.M. on Tuesday, July 18, 2023.
- (4) Managing Authority:
General Affairs Division, Treasury Bureau, Mie Prefecture
13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan
TEL:059-224-2771 (Japanese only)

別記「落札者決定基準」

1 基本的な考え方

落札者の決定に当たっては、本県にとって最適な事業者を選定するため、提案内容の評価に入札価格の評価を加算する「総合評価方式」を採用し、合計得点の最も高い入札者を落札候補者とします。

- (1) 提案書内容の評価
提案内容を公平かつ客観的に評価するため「評価基準表」(資料4別紙1)に基づき提案内容の評価し、「技術評価点」を与えます。
- (2) 入札価格の評価
入札価格については、後に示す計算式に基づき、入札価格に対する「価格評価点」を与えます。
- (3) 技術評価点と価格評価点の比率

「技術評価点」と「価格評価点」の比率は2対1とします。

(4) 総合評価の方法

上記(1)及び(2)で評価した、「技術評価点」及び「価格評価点」の合計得点が最も高い者を落札候補者とします。

なお、合計得点の最も高い者が2以上あるとき(同点のとき)の対応は以下のとおりとします。

ア 入札者それぞれの「技術評価点」、「価格評価点」が異なる場合

「技術評価点」が高い者を落札候補者とします。

イ 入札者それぞれの「技術評価点」、「価格評価点」が同じ場合

当該入札者間で調達システムを利用したくじ引きを実施し、落札候補者を決定します。

2 提案内容の評価

(1) 前提条件

提案書は、「提案書記入要領」(資料3)、「評価基準表」(資料4別紙1)にて定める様式・記述要領等を満たしてください。前述の様式・記述要領等を著しく逸脱している場合には、本県の判断により評価対象外とする可能性があります。

(2) 評価体系

ア 大項目及び評価の観点

大きく以下7つの大項目に分け評価を実施します。

(ア) 全般事項

(イ) 非機能要件

(ウ) 業務実施

(エ) 移行業務

(オ) 運用支援業務

(カ) 予算編成サブシステムのWebシステム化業務

(キ) その他

イ 大項目配点

大項目については、以下点数を配点します。技術評価点の満点を2000点とします。

- (ア) 全般事項 : 340点
- (イ) 非機能要件 : 400点
- (ウ) 業務実施 : 360点
- (エ) 移行業務 : 340点
- (オ) 運用支援業務 : 280点
- (カ) 予算編成サブシステムのWebシステム化業務 : 240点
- (キ) その他 : 40点

(3) 採点方法

ア 採点の考え方

評価項目単位の採点は、原則0~10点までの以下11段階で採点します。

点数	概要
10点	※
9点	※
8点	レベルの高い内容
7点	※
6点	※
5点	標準レベルの内容(基準点)
4点	※
3点	※
2点	レベルの低い内容
1点	※
0点	評価項目に則していない内容

※ 評価項目別に同点の入札者が2者以上あり、提案内容に明らかに差が見られる場合は、他者とのバ

ランスを考慮した上で1点加点/減点します。また、加点/減点後の点数に同点の入札者が2者以上あり、提案内容に明らかに差が見られる場合は、さらに1点加点/減点します。

※ 「評価基準表」(資料4 別紙1) No25の採点方法は上記と一部異なるため、「評価基準表」(資料4 別紙1)を参照してください。

イ 「加重点」の考え方

評価項目の重要度に応じて、加重点を設定します。

各評価項目にかかる「加重点」については、「評価基準表」(資料4 別紙1)を参照してください。

ウ 「技術評価点」の計算方法

「技術評価点」は、「評価基準表」(資料4 別紙1)に基づき提案内容を評価した「各審査委員の技術評価点」の平均(小数点以下1桁目までを有効とし、小数点以下2桁目で四捨五入します。)とします。「各審査委員の技術評価点」は、各評価項目単位に採点した点数にそれぞれ「加重点」を乗じた「項目評価点」の和とします。

なお、提案書の総ページ数が75ページを超えた場合は、以下の計算により求めた点数を「技術評価点」から減じます。

$$\text{減点数} = \text{超過ページ数} \times 10 + 20$$

3 入札価格の評価

「価格評価点」の満点を1000点とし、算定は以下計算式によります。

$$\text{「価格評価点」} = 1000 \times (1 - X / K)$$

X：入札価格(円)に消費税及び地方消費税を加えたもの

※ 令和5年度から令和11年度までの年度別価格の総合計が入札価格となります。

K：720,072,495円(評価基準額：消費税及び地方消費税を含みます。)

※ 評価基準額とは入札にあたっての評価のための数値であり、予定価格ではありません。

※ 有効数字は小数点以下16桁目までとし、小数点以下17桁目を切り捨てます。

※ 入札価格は、消費税及び地方消費税抜きの額(免税業者にあつては、契約希望額に110分の100を掛けた額)としてください。(契約金額は、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。)

4 落札候補者の決定方法

落札候補者の決定に当たっては、原則として「技術評価点」及び「価格評価点」の合計が最も高い者を落札候補者としますが、以下の要件をいずれか一つでも満たさない者は落札候補者としません。

- (1) 入札価格に消費税及び地方消費税を加えたものが、「調達説明書」(資料1)3で示した評価基準額以内であること。
- (2) 「調達説明書」(資料1)17(6)にて提出する入札金額内訳書(資料1 別紙3)により提案された各年度別見積りに消費税及び地方消費税を加えたものが、「三重県財務会計・予算編成支援システム機器更新に伴う移行及び運用支援業務委託仕様書」(資料2-1)「13.14 支払方法」で示した各年度の評価基準額以内であること。
- (3) 技術評価点が800点以上であること。

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年三重県規則第84号)第5条の規定により公告します。

令和5年6月6日

三重県知事 一 見 勝 之

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務名
三重県立子ども心身発達医療センター薬剤部門システム再構築・運用保守業務委託
- (2) 委託業務の特質等
委託業務に関し、三重県知事が調達説明書(仕様書)で指定する特質等を有することが必要です。
- (3) 委託期間
契約締結の日から令和10年12月31日(日)までとします。
- (4) 委託業務履行場所
調達説明書(仕様書)で示す場所とします。

- (5) 総合評価方式による一般競争入札
本入札は、入札時に、価格及び価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式による一般競争入札です。
- (6) 評価基準額
39,020,000 円（消費税及び地方消費税は含みません。）
※ 評価基準額は、予定価格ではありません。
- 2 入札参加者及び落札者に必要な資格
- (1) 競争入札参加資格
ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 落札資格
ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- 3 入札に関する事項
- (1) 本入札は、電子入札システム（以下「本システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
- (2) 本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）の利用登録が必要です。
- (3) 調達システム利用登録者が本システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
- (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
- (5) 調達システムの運用については、「三重県電子調達システム（物件等）運用基準」によります。
- 4 入札者に求められる義務
入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和5年6月23日（金）12時までに、本システムで入札する場合にあっては本システムに登録し、書面による入札の場合にあっては7(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)及び(3)の書類を提出してください。
なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。
- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
- (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
- 5 技術提案書の作成について
提案書記入要領に基づき作成してください。
- 6 技術提案書聴取会の実施について
- (1) 評価基準表に沿って技術提案書聴取会を行いますので、責任者（プロジェクトリーダー）の出席をお願いします。
- (2) 詳細は7(7)に示す日程及び方法により実施します。
- 7 入札手続等に関する事項
- (1) 担当部局
〒514-0125 三重県津市大里窪田町 340 番 5
三重県立子ども心身発達医療センター管理部総務企画課 担当 松永
電話 059-253-2000 ファクシミリ 059-253-2031
- (2) 契約条項を示す場所
(1)に同じです。

- (3) 調達システム担当部局
〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県出納局会計支援課企画支援班
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784
- (4) 調達説明書（仕様書）の配布方法
本公告日から令和5年7月20日（木）まで調達システムにより提供します。
- (5) 入札参加資格確認結果の通知
- ① 本システムによる競争入札参加資格確認申請の場合 令和5年6月28日（水）17時までに本システム上で通知を行います。
 - ② 書面による競争入札参加資格確認申請の場合 令和5年6月28日（水）17時までに通知書を発送します。
- (6) 技術提案書等提出の日時及び場所
- ア 日時
令和5年6月29日（木）から同年7月7日（金）13時まで
- イ 場所
〒514-0125 三重県津市大里窪田町 340 番 5
三重県立子ども心身発達医療センター管理部総務企画課
- ウ 方法
提案書等の提出方法については、原則、郵送とします。郵送による場合は、一般書留又は簡易書留としてください。ただし、梱包重量制限により郵送できない場合は、持参によることも認めることとしますが、その場合はあらかじめ、7(1)に掲げる担当部局に持参する日時について調整を行ってください。
また、郵送とする場合は、封筒等の外側に「三重県立子ども心身発達医療センター薬剤部門システム再構築・運用保守業務委託技術提案書在中」と記載してください。
- (7) 技術提案書聴取会の実施
- ア 日程は次のとおりです。
なお、提案者が多数の場合は日程を追加する場合があります。
令和5年7月11日（火）予定
- イ 具体的な日時及び場所は後日連絡します。
- ウ 技術提案書聴取会の所要時間は30分とし、うち説明は15分以内とします。
- エ 出席者は6(1)の責任者を含め3名以内とします。
- (8) 入札書提出の日時及び場所
- ア 本システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。
入札参加資格確認結果の通知の日から令和5年7月20日（木）14時まで
- イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。
提出締切日時 令和5年7月20日（木）14時
なお、入札書は郵便局留め期間の10日を経過すると差出人に返送されますので、日数を考慮して投函してください。
- 送付先
〒514-0006 三重県津市広明町 13 番地
宛 先 三重県庁内郵便局留め
受取人 三重県立子ども心身発達医療センター管理部総務企画課
案件名 「三重県立子ども心身発達医療センター薬剤部門システム再構築・運用保守業務委託」入札書在中
- (9) 開札の日時及び場所
- 日時 令和5年7月20日（木）15時
場所 三重県津市大里窪田町 340 番 5
三重県立子ども心身発達医療センター管理部総務企画課
- (10) 入札方法等に関する事項
- ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。）第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときに除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札候補者の決定方法

落札候補者は、規則第65条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において、別記「落札候補者決定基準」に規定する合計点が最も高く、かつ、同基準に規定する要件を満たす者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第71条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

8 その他

(1) 入札に関する質疑応答の実施

当該入札に質疑（入札手続、参加資格、仕様内容、契約内容等の入札又は契約に関する一切の事項）がある場合は、以下の質疑提出締切日時までに電子入札システム質疑応答機能から質疑等を行ってください。ただし、書面による入札者にあつては、当該締切日までに7(1)の場所へ書面（ファクシミリ可）で質疑申請を行ってください（必着）。全ての質疑への回答は、入札情報サービスシステムの入札予定（公告）詳細情報で行います。

質疑提出締切日時 令和5年6月13日（火）12時まで

結果回答 令和5年6月19日（月）17時までに行います。

(2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(5) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成26年三重県告示第292号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

- (6) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。
- (7) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。
- (8) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

9 Summary

- (1) Subject Matter of the Contract :
Rebuilding Pharmacy information systems in Mie Prefectural Medical Center for Child Growth, Development and Disability, and its maintenance duties for five years
- (2) Bid Submission Deadline:
(Electronic submission via the internet)
Bids submitted electronically must be received by 2:00 P.M. on Thursday, July 20, 2023.
(Submission by registered mail)
Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office 2:00 P.M. on Thursday, July 20, 2023.
- (3) Date and Time for the Open Bidding:
The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:00 P.M. on Thursday, July 20, 2023.
- (4) Managing Authority:
General Affairs Planning Division, Administration Department, Mie Prefectural Medical Center for Child Growth, Development and Disability
340-5 osatokubota-cho, Tsu city, Mie, 514-0125, Japan
TEL:059-253-2000

別記 落札候補者決定基準

1 基本的な考え方

落札者の決定に当っては、本県にとって最適な事業者を選定するため、提案内容の評価に入札価格の評価を加算する「総合評価方式」を採用します。予定価格の制限の範囲内において入札があった業者を対象に、合計得点の最も高い入札者を落札候補者とします。

- (1) 入札価格の評価
2に示す計算式に基づき、入札価格に対する評価点（以下「価格評価点」という。）を与えます。
- (2) 提案内容の評価
提案内容の評価は、「提案書の評価」と「提案システムの機能評価」の2単位に分けて「技術評価点」の評価を実施します。「提案システムの機能評価」は、「業務仕様書（加点表示）」に基づき、仕様書に対する回答書の評価し「技術評価点」を与えます。
- (3) 合計点の最も高い者が2以上あるとき（同点のとき。）の対応
以下の順で落札候補者を決定します。
 - ア 入札者それぞれの「価格評価点」及び「技術評価点」が異なる場合
「技術評価点」が高い者を落札候補者とします。
 - イ 入札者それぞれの「価格評価点」及び「技術評価点」が同じ場合
「提案システムの機能評価」による「技術評価点」が高い者を落札候補者とします。
 - ウ 「入札価格」が同じ場合は、当該入札者間で三重県電子調達システム（物件等）を利用したくじ引きを実施し、落札候補者を決定します。

2 入札価格の評価

「価格評価点」は、以下の計算式によります。

「価格評価点」=500点×(1-X/K)

X：入札価格（円）

※ 令和5年度から令和10年度までの年度別価格の総合計が入札価格となります。

K：評価基準額=39,020,000円

※ 評価基準額とは入札に当っての評価のための数値であり、予定価格ではありません。

※ 入札価格及び評価基準額については、全て消費税抜きの金額で計算を行います。

※ 有効数字は、小数点以下16桁目までとし、小数点以下17桁目以降は切り捨てます。

3 提案内容の評価

「技術評価点」の満点は1000点とします。「技術評価点」は、「提案書の評価」による「技術評価点」と「提案システムの機能評価」による「技術評価点」の和とします。

(1) 提案書の評価：900点

ア 項目の配点

「提案書の評価」の満点を900点として、次のように評価項目単位に点数を配点します。

- | | |
|----------------------|------|
| (ア) 全体概要： | 360点 |
| a 全般： | 70点 |
| b スケジュール： | 80点 |
| c システム構築体制： | 80点 |
| d 稼働実績： | 80点 |
| e その他 | 50点 |
| (イ) 構築時の対応： | 300点 |
| a システム構成・システム及び機器機能： | 200点 |
| b テスト要件・教育訓練： | 100点 |
| (ウ) 運用・保守時の対応： | 240点 |
| a 運用・保守要件①： | 100点 |
| b 運用・保守要件②： | 140点 |

「提案書の評価」による「技術評価点」は、評価項目（分類項目、評価内容及び提案書への記載事項）を設定し、それぞれに重要度を重視した配点の設定を行います。

イ 採点方法

(ア) 採点の考え方

評価項目単位の採点は、0点から10点までの11段階で採点します。

- 本県で想定していたレベルの提案内容（基準点）であれば「5点」とします。
- 非常に優れたレベルの提案内容であれば「9点」とします。
- 非常に低いレベルの提案内容であれば「1点」とします。
- 記述のない評価項目は「0点」とします。
- 「9点」と「5点」の中間レベルの提案内容であれば「7点」とします。
- 「1点」と「5点」の中間レベルの提案内容であれば「3点」とします。
- 各項目で同点の入札者が2者以上あり、提案内容に明らかに差が見られる場合は、他者とのバランスを考慮した上で1点加点又は減点します。
- 各項目の評価軸の考え方については、「提案書評価基準表」にある評価基準に記載する「提案書評価基準表」において本県が提案書に必ず記述が必要と考える項目を必須項目に指定します。必須項目の評価項目点が「0点」の場合には、落札候補者としません。

(イ) 「項目加重点」の考え方

評価項目の重要度に応じて、2点から7点までの加重点を設定します。各評価項目に係る「項目加重点」については「提案書評価基準表」を参照してください。

(ウ) 「技術評価点」の計算方法

「提案書の評価」による「技術評価点」は、「提案書評価基準表」に基づき提案内容を評価した「各審査委員の技術評価点」の平均（小数点以下1桁までを有効とし、小数点以下2桁目で四捨五入する。）とします。「各審査委員の技術評価点」は、各評価項目単位に採点した点数にそれぞれ「項目加重点」を乗じた「項目評価点」の和とします。

(2) 提案システムの機能評価：100点

ア 機能評価の考え方

「提案システムの機能評価」による「技術評価点」は、仕様書の加点項目について、提案者が本機能を実現する場合（「○」回答）に加点評価するものです。加点点数は、本県であらかじめ定めるが項目別配点は公表しません。各項目に配点した点数に重み付けをし、満点を100点としています。

なお、回答欄が「○」で備考欄に条件の記載があるときは、記載内容を元に加点の減点を行う場合があります。

イ 加点項目以外は必須項目とし、評価対象とはしません。必須項目が要求を満たさない場合（「×」回答）

には、落札候補者としません。

ウ 「技術評価点」の計算方法

「提案システムの機能評価」による「技術評価点」は、以下の計算式によります。

「提案システムの機能評価」による「技術点」=100点×（「○」回答の項目加点合計／評価基準点数（仕様書加点合計））

各項目の点数算出にあたっては、小数点第2位を四捨五入します。

4 落札候補者の決定方法

落札候補者の決定にあたっては、原則として「価格評価点」及び「技術評価点」の合計が最も高い者を落札候補者としますが、以下の要件を全て満たさない者は落札候補者としません。

- (1) 入札価格が、「調達説明書」で示した評価基準額以内であること。
- (2) 各年度別見積額が、「三重県立子ども心身発達医療センター薬剤部門システム再構築・運用保守業務委託業務概要仕様書」で示した各年度の評価基準額以内であること。

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
